

19 船越町6丁目・7丁目地区地区整備計画区域

制限事項		計画地区	
		共同住宅地区	住宅商業複合地区
(1)	建築物の用途の制限	共同住宅、集会所及び自動車車庫並びに銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗(2階以上の部分を店舗の用途に供するものは除く。)並びに法別表第2(イ)項第9号及び同表(ハ)項第7号に規定する公益上必要な建築物並びにこれらに附属するもの	住宅(長屋を含む。)、共同住宅、兼用住宅(令第130条の3に規定するものをいう。)、診療所(患者の収容施設を有するものは除く。)及び自動車車庫並びに理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店、銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗並びに自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの並びに学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設並びに物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものは除く。)又は飲食店並びにこれらに附属するもの
(2)	建築物の容積率の最高限度		
(3)	建築物の建蔽率の最高限度		
(4)	建築物の敷地面積	300平方メートル。ただし、法	150平方メートル

	の最低限度	別表第2(い)項第9号及び同表(は)項第7号に規定する公益上必要な建築物の用途に供するものについては、この限りでない。	
(5)	壁面の位置の制限	<p>道路境界線に面する部分は3メートル及び隣地境界線に面する部分は0.5メートル。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下で、かつ、当該外壁等の道路境界線からの後退距離が1メートル以上であるもの</p> <p>イ 集会所の用途に供するもの並びに法別表第2(い)項第9号及び同表(は)項第7号に規定する公益上必要な建築物で、当該外壁等の道路境界線からの後退距離が1メートル以上であるもの</p> <p>ウ 物置、電気室、機械室その他これらに類する用途に供する附属建築物及び附属建築物の自動車車庫で、当該外壁等の道路境界線からの後退距離が0.5メートル以上であるもの</p>	<p>0.5メートル。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>イ 附属建築物の自動車車庫で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p>

(6)	建築物の高さの最高限度	地盤面から25メートル	地盤面から12メートル
(7)	建築物の形態又は意匠の制限		
(8)	へい等の構造の制限	へい等で道路に面するものは、網状その他これに類する形状のもの。ただし、ごみ集積場の周囲に設けるものについては、この限りでない。	へい等で道路に面するものは、網状その他これに類する形状のもの。ただし、ごみ集積場の周囲に設けるものについては、この限りでない。